

日体施発第182号
平成29年2月27日

都道府県体育施設協会長
都道府県教育委員会教育長
特 別 会 員 殿
関 係 者

公益財団法人 日本体育施設協会
会 長 大 東 和 美
(会長印省略)

スポーツ救急手当講習会の開催について

今般、下記要項により、標記講習会を開催いたします。

つきましては、受講参加者には格別のお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

記

- 趣 旨 体育・スポーツ施設の管理者および指導者の方は、施設利用者の事故等の緊急時に直面することが多く、その事態に迅速かつ的確に対応するためには、AEDの設置、適切な管理運用、緊急連絡体制の構築、事故に対し適切な救命活動を行える人材の配置や養成が重要な課題となっております。第52回水泳指導管理士養成講習会では「スポーツ救急手当講習会基礎コース」にて基本的な内容を中心とした必修教育を学んでいただきます。
今回、最終日の午後に「スポーツ救急手当講習会プロバイダーコース」を開催いたします。本コースでは、より詳細なCPR&AEDの取扱いや基礎コースには含まれない外傷や環境障害及び酸素救急法の対応等の内容が含まれますので、一定の頻度でCPR&AEDを使用する現場に遭遇する可能性が高いと考えられる方、また、CPR&AEDの習得に意欲のある方へ併せて受講のご案内をいたします。本コースは任意の講習会ですので別途受講申込の手続きが必要です。詳しくは下記6、7をご確認いただき、期間内にお手続きください。
- 主 催 公益財団法人日本体育施設協会
- 期 日 平成29年5月12日（金） 12：30～16：30

4. 会 場 東京辰巳国際水泳場 会議室
東京都江東区辰巳 2-8-10
(東京メトロ有楽町線「辰巳駅」(出口 2)より徒歩10分、東京メトロ有楽町線・
JR京葉線・りんかい線「新木場駅」より徒歩12分)

5. 講習内容

(1) スポーツ救急手当プロバイダーコース

受講資格：スポーツ救急手当講習会基礎コース修了者

内 容：人工呼吸を含むCPR&AED、外傷、環境傷害、搬送（酸素は無し）

時 間：12:30～16:30

定 員：15名（ただし4名以下の場合は開催を中止させていただきます。）

受 講 料：7,020円

(2) スポーツ救急手当プロバイダー（酸素救急資格付加）コース

受講資格：CPR&AED資格保有者、消防及び日赤救命資格等保有者

内 容：外傷、環境傷害、搬送、酸素救急法

時 間：12:30～16:30

定 員：15名（ただし2名以下の場合は開催を中止させていただきます。）

受 講 料：7,020円

6. 申込期間 開催要項 11 と同じ

7. 申込方法

(1) 必要な書類及び手続き

- ① プロバイダーコース受講申込書（規約）に必要な事項をご記入の上、第52回水泳指導管理士養成講習会受講・受験申込書に同封し、下記(2)に送付してください。なお、5(2)プロバイダー（酸素救急資格付加）コースを受講希望の方は、必ず受講資格の項に記載された保有資格を証明できるもののコピーを同封してください。
- ② 受講料を平成29年4月14日（金）まで（必着）に下記へお振込みください。第52回水泳指導管理士養成講習会と併せてお申し込みの方は、42,020円（会員の方は37,020円）を納入してください。振込名が本人名義でない場合は事前にメールかFAXにて必ずご連絡ください。なお、棄権する場合は必ず協会にご連絡ください。

【振込先】

銀 行 名：三井住友銀行

支 店 名：麴町（コウジマチ）支店

預金種別：普通預金

口座番号：2890859

口座名義：公益財団法人日本体育施設協会

口座名義カナ：コウエキザイダンホウジンニホンタイイクシセツキョウカイ

③ 納入された受講料は返金いたしません。

(2) 申 込 先

公益財団法人日本体育施設協会 事業部

〒170-0002 東京都豊島区巢鴨2-7-14 巢鴨スポーツセンター別館3階

TEL 03-5972-1983 FAX 03-5972-4106

11. その他

- (1) 手続きが完了した方には、当日のご案内等に関する内容を e メールにてご案内いたしますので、必ずご確認ください。
- (2) 本コースの詳細は、本協会ホームページでもご覧になれます。
(URL : <http://www.jp-taikushisetsu.or.jp/>)
- (3) 個人情報 は、厳重に管理し、その利用は本協会の事業目的以外には使用いたしません。
- (4) この講習会に関する問い合わせ等は、講習会運営事務局（株式会社イーシーオー）
(TEL 050-3776-5712) へお願いします。

スポーツ救急手当プロバイダーコース/プロバイダー（酸素救急資格付加）コース受講申請書

【個人情報の取り扱いについて】

本コースの申請書に記入された個人情報は、受講者が本コースに参加するために必要な諸連絡等に利用いたします。
本コースに関する以外には使用いたしません。

【受講コース選択】 受講を希望されるコースの番号に○をつけてください

1. スポーツ救急手当プロバイダーコース

2. スポーツ救急手当プロバイダー（酸素救急資格付加）コース

【受講申込者情報】

フリガナ
氏名

生年月日 19 年 月 日

性別（□にチェック） □男 □女

年齢 才

【写真添付欄】

写真添付のご注意

- ・2.4cm×3cmのカラー写真（白黒・セピア不可）
- ・正面を向いたもの
- ・帽子・サングラス着用不可
- ・集合写真不可
- ・背景は無地

2.4cm×3cm

写真の裏面に
氏名を記入してか
ら枠内に貼付して
ください。

※認定カードの発行には本人であることを証明するために写真が必要です。

【自宅住所】〒 / 都道府県
市町村以下（マヨツヨ・パート名もご記入下さい）

自宅電話番号 携帯番号

※当申請書の事務局到着のご確認、開催に関するご案内をメールにてお送りしますので、メールアドレスは正確にご記入下さい。

e-mail（携帯アドレス可）：

勤務先会社名 部署名

【勤務先住所】〒 / 都道府県 勤務先電話番号
市町村以下（ビル名もご記入下さい）

【事前アンケート】 本講習会開催にあたり参考にさせていただきたく、以下のアンケート記入をお願いいたします

1.本講習会の受講動機についてお聞かせ下さい。（□にレ点チェックをして下さい）

□講習内容に興味があった □職場で勧められた □その他（ ）

2.今までに救急法の講習を受けたことがありますか。

□ある □ない

⇒あるにチェックされた方は、どの様な内容を受講されたかご記入下さい。

□CPR □AED □その他（ ）

⇒過去に受講された救急法の講習会をご記入下さい。《例：消防 普通救命講習 2010年2月》

講習機関	講習会名称	受講年月（西暦）
		年 月
		年 月

3.あなたの所属施設は、緊急時の連絡体制が整備されていますか。又、緊急時の役割分担は決まっていますか。

⇒連絡体制が □整備されている □整備されていない

⇒役割分担が □決まっている □決まっていない

4.あなたの所属施設に、AEDが設置されていますか。

□されている：設置場所（ ）

⇒そのメーカー名を教えてください □Medtronic □NIHON KOHDEN □フィリップス □不明

□されていない

5.今まで実際に救急救命が必要な事態に遭遇したことがありますか。

□ある □ない

⇒あるにチェックされた方で差支え無ければ、その時の状況や困った事等ご記入下さい。

（ ）

6.本講習会の実技実習に関し、ご質問・ご要望があればご記入下さい。

（ ）

【運営委託会社】講習会運営事務局（株式会社イーシーオー）

□申請書送付先⇒公益財団法人日本体育施設協会 〒170-0002 東京都豊島区巣鴨2-7-14 巣鴨スポーツセンター別館3階

注）受講申請書郵送にかかる送料は、受講者のご負担をお願いいたします。

注）一度提出された受講申請書の返却はいたしませんので予めご了承下さい。

書式A-2（2015/2/25改定）

裏面 規約の署名欄にも、忘れずに署名を記入してください

公益財団法人 日本体育施設協会 スポーツ救急手当講習会 プロバイダーコース規約

本講習会規約（以下、「本規約」という）は、株式会社イーシーオー（以下、「受託会社」という）が提供する一定頻度者向けプロバイダーコース（以下、「本講習会」という）の受講条件について定めるものです。本講習会は、本規約に基づいて運営されており、本講習会受講申込みの前提条件として、受講希望者（以下、「受講者」という）の本規約に関する同意をいただいております。受講者は、受講申込みにあたり必ず本規約をご確認くださいませようお願いします。

第1条（運営）

本講習会は、公益財団法人日本体育施設協会（以下、「協会」という）から委託を受け、受託会社が運営しております。

第2条（申込み手続き）

受講者は、受託会社が指定する申込期限内に所定の申込み手続きを受講者が自ら、あるいは講習会を開催する協会認定インストラクター（以下、「認定インストラクター」という）が完了し、受託会社がその手続きの完了を確認した時点で講習会受講に関する契約が成立し、本講習会の参加が認められます。

所定の申込み手続きとは、受講申込書送付、講習受講料および認定申請料の納入をさします。

第3条（受講資格）

本講習会を受講するための資格は、下記項目のとおりです。下記項目に関する事実を偽り申込・受講した場合、あるいはその他虚偽事項が判明した場合は、受託会社から即時に契約解除・受講可否をされても異議のないものとします。その場合の支払い済みの受講料および認定申請料（以下、「講習料金」という）の返金はいたしません。

- (1) 講習会の開催要項（または、募集要項）に定める受講条件を満たしていること
- (2) 受講者が本講習会の内容等を理解する能力を有すること
- (3) 受講者もしくは講習会を開催する認定インストラクターが、受託会社指定の申込期限内に所定の申込み手続きを完了していること

第4条（受講日時の変更）

受講者の都合による講習会受講日時の変更は原則できません。

第5条（遅刻・欠席の取扱い）

本講習会開始時間の遅刻、及び講習会当日の欠席はキャンセルとみなし、受講できないものとします。ただし、やむをえない事情による講習開始時間の遅刻の取扱いについては、受託会社の判断となりますので、講習会を開催する認定インストラクターにご相談ください。

第6条（講習料金）

一旦納入された講習料金は原則として返金いたしません。ただし、講習会内で実施される判定基準に到達せず、認定資格が得られなかった場合には、その講習料金内の申請料金を返金いたします。

第7条（受講者厳守事項）

受講者は、受託会社が定める注意事項・本規約等を厳守することとし、他受講者への迷惑行為・危険行為・違法行為、及び社会の良俗秩序に反する行為を禁じます。特に暴力行為等は厳禁とします。同行行為を生じさせた場合、またはこれを生じる恐れのある場合、及び本講習会指導員の指示に従わない場合等は、受託会社もしくは講習会を開催する認定インストラクターの判断により契約を解除し、以降の受講はできないものとします。その際の講習料金の返金はいたしません。

第8条（損害賠償）

受託会社は、受託会社の責に帰すべき事由により受講者に損害を与えた場合（天災・不可抗力による講習会の一時中断・中止の場合は除く）には通常かつ直接の損害に限り、受講者が被った損害を賠償するものとします。ただし、受講者の責に帰すべき事由により受講者が損害を被った場合の責任は受託会社では負いかねますのでご了承ください。また、本講習会中の盗難、いたずら等による損害についても、受託会社は責任を負いかねますのでご了承ください。受講者の受託会社に対する損害賠償、その他の請求は、当該請求の原因が生じた日から2週間以内になされなければならぬものとします。

第9条（講習用各種マニュアル類の使用及び知的財産権）

本講習会にて提供する教材（各種マニュアル・DVD等）の著作権は、受託会社に帰属します。受講者は、本講習会の申込みにより講習会に関わる教材（各種マニュアル・DVD等）の著作権を取得するものではなく、いかなる形態であれ、全部もしくは一部を複製・改変その他処分することはできないものとします。

第10条（個人情報の取り扱いについて）

受託会社は、多くの個人情報を取り扱う団体として、情報の安全管理を厳守することが重要な社会的責任であると認識し、個人情報保護を講習会運営業務における最優先事項のひとつとして位置づけております。また、これを確実に実践していくために個人情報保護方針を定め、情報を扱う全ての部署及び従業員はこの方針に従い、個人情報管理責任者監督のもと、細心の注意を払って個人情報の適切な取扱い・管理・維持に努めております。なお、ここでいう個人情報とは、「受講者氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、電子メールアドレス、勤務先名、勤務先住所、勤務先電話番号、職種、役職、画像及び音声等」、個人を特定できる固有の情報であることをさします。受講申込みに際して受講者は、個人情報取扱に関する下記項目について同意いただいたものとみなします。

- (1) 受講者は、本講習会へ参加にあたり参加申込書に個人情報の記入をしていただくことが必要です。記入されない場合は、受講申込みに支障をきたし参加ができないことがありますのでご了承ください。
- (2) 収集する個人情報は、受講者が本講習会に参加するために必要な連絡（書類の送付や手配等）に利用いたします。また、本講習会終了後も資格更新手続きのお知らせや講習内容に係わる内容等の情報案内、ならびに本講習に関するアンケート等を受講者に送付するために、利用させていただくことがあります。
- (3) 受託会社は、第三者に対し個人情報を開示することはありません。ただし、以下の場合は個人情報を開示することがあります。
 - ・本人から個人情報の開示要求があり、それが本人自身からの要求であることを受託会社で確認できた場合
 - ・裁判所や警察などの公的機関から法律に基づく正式な開示要求を受けたとき
 - ・人の生命、身体、財産などに関する差し迫った危険があり、緊急に対応する必要がある場合

第11条（その他）

- (1) 本講習会は定員になり次第申込を締め切ります。
- (2) 本講習会の内容をテープ、カメラ（携帯含む）、ビデオ、その他機器等へ録音・録画することはできません。
- (3) 受講者は、本講習会に関する相談・苦情等がある場合、受託会社または講習会開催インストラクターに申し出ることができます。

公益財団法人日本体育施設協会 スポーツ救急手当講習会
プロバイダーコース規約に同意いたします。

【署名】